






掲載事業一覧(五十音順)








あ行

- 新しい園芸産地づくり支援事業うち園芸作物生産転換事業  P.38
- うち加工・業務用野菜生産基盤強化事業  P.39
- 園芸施設共済(収入保険)  P.75










か行

- 環境保全型農業直接支払交付金  P.55
- 機構集積協力金交付事業うち地域集積協力金交付事業  P.41

さ行

- 産地パワーアップ事業  P.60
- 食料産業・6次産業化交付金うち加工・直販の推進  P.68
- うち加工・直販施設整備  P.69
- うちバイオマス利活用推進事業  P.70
- うちバイオマス利活用施設整備事業  P.71
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金  P.72
- 青年等就農資金  P.48

た行

- 多面的機能支払交付金  P.54
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業  P.44
- うち国産飼料資源生産利用拡大対策(放牧活用型)
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)  P.62
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業  P.61
- 中山間地域等直接支払交付金  P.56
- 中山間地域所得向上支援事業  P.53
- 中山間地農業ルネッサンス事業  P.49
- ~P.52
- 鳥獣被害防止総合対策交付金(ソフト対策)  P.73
- (ハード対策)  P.74

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
 (産地基幹施設等支援タイプ) ➡ P.57
- (先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ) ➡ P.58
- (地域担い手育成タイプ) ➡ P.59

な行

- 農業競争力農地整備事業うち農地整備事業(中山間地域型) ➡ P.34
- (中山間傾斜農地型) ➡ P.35
- 農業経営法人化支援総合事業うち農業経営者サポート事業 ➡ P.42
- うち農業経営法人化支援事業 ➡ P.42
- 農業人材力強化総合支援事業
- うち農業次世代人材投資事業(準備型) ➡ P.45
- うち農業次世代人材投資事業(経営開始型) ➡ P.46
- うち農の雇用事業 ➡ P.47
- 農業用水路等長寿命化・防災減災事業 ➡ P.37
- 農山漁村振興交付金うち農山漁村普及啓発対策(地域活性化対策) ➡ P.63
- うち農山漁村交流対策(農福連携対策) ➡ P.64
- うち農山漁村交流対策(農泊推進対策) ➡ P.65
- うち農山漁村定住促進対策(山村活性化対策) ➡ P.66
- うち農山漁村活性化整備対策 ➡ P.67
- 農山漁村地域整備交付金
- うち集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備事業) ➡ P.32
- うち集落基盤再編・整備事業(農地環境整備型) ➡ P.33
- 農地耕作条件改善事業 ➡ P.31
- 農地中間管理機構関連農地整備事業 ➡ P.36
- 農地利用最適化交付金 ➡ P.43
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ➡ P.76

は行

- 人・農地問題解決加速化支援事業 ➡ P.40

支援策：

農地耕作条件改善事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

①農地集積推進型(農地集積・集約化の推進を図る場合)

事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施。事業工種は「2. 地域内農地集積型」の定率助成に準ずるが、単独実施は区画整理、農地造成、暗渠排水のみ可能。

- ・集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付(最大5.0%(国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担))

②地域内農地集積型(地域内の農地集積を計画的に実施する場合)

- ・定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備等

※ 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、定額助成の単価を2割加算

- ・定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援等

③高収益作物転換型(農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合)

「2. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能

- ・定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握等
- ・定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援等

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

留意点

- ・事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ・事業実施年度での採択申請が可能(複数回受付)、総事業費は10億円未満
- ・必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年(ハードは最大3年)
- ・農地中間管理機構との連携概要を策定

事業主体

- ①：都道府県
- ②、③：農地中間管理機構、都道府県、市町村等

補助率等

- ①、②、③：定額、1/2等

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農地整備課 (TEL:076-232-4725)

支援策：

農山漁村地域整備交付金
集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施します。

事業メニューは以下のとおり。

- ・生産基盤整備
農業用排水施設、農道、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良 又は保全から2工種以上
- ・農村生活環境整備工種
集落道、集落防災、施設集約整備、生態系保全 等

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

- ・地域要件は、5法指定（過疎、山村、離島、半島、特定農山村）、特認、または、林野率50%かつ当該地域の農用地面積の50%以上が主傾斜1/100以上
- ・受益面積は事業タイプごとに以下のとおり
 - 一般型事業（生産基盤＋生活環境）
2以上の事業工種の受益面積が、県営事業は、おおむね60ha以上、団体営は、おおむね20ha以上（林野率75%以上、かつ、1/20以上50%以上の県営事業はおおむね20ha以上、団体営はおおむね10ha以上）
 - 生産基盤型事業（生産基盤のみ）
ほ場整備は、県営事業は、おおむね20ha以上、団体営はおおむね10ha以上、又は他の事業を併せ行うものであり、ほ場整備の受益面積が10ha以上であり、かつ、県営事業は、おおむね20ha以上、団体営事業はおおむね10ha以上

事業主体

都道府県、市町村 等

補助率等

国費率：55%

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農山漁村地域整備交付金
集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農村環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土、環境の保全及び優良農地の保全を図ります。

事業メニューは以下のとおり。

・生産基盤整備

区画整理、水田転換、農業用排水施設、農地保全、農道整備、暗渠排水

・保安全管理等整備

高付加価値農業整備、用地整備、市民農園等整備、生態系保全施設等整備、
遊水池整備、土地改良施設撤去及び跡地整備

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

- ・地域要件は、5法指定（過疎、山村、離島、半島、特定農山村）、特認、または、耕作放棄地が介在する地域
- ・受益面積は、10ha以上（6工種の合計）

留意点

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域（保安全管理区域）と営農を継続し生産性向上を図る区域（生産区域）を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

生産区域：農業生産性の向上を目的とした基盤整備

保安全管理区域：保安全管理、利活用※による周辺農地への悪影響の除去

※耕作放棄地を換地等により集約し市民農園として活用等

事業主体

都道府県、市町村 等

補助率等

国費率：55%

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農業競争力農地整備事業
農地整備事業(中山間地域型)

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進します。

同事業の中山間地域型については、受益面積の採択要件を20ha以上から10ha以上に緩和されます。

主要工事は以下のとおり。

- ・区画整理、又は暗渠排水
- ・農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理から2工種以上

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

- ・地域要件は、6法指定地域(過疎、山村、半島、離島、特定農山村、豪雪)又は急傾斜、特認
- ・受益面積が10ha以上(5工種※の合計)
※ 農業用排水、農道、客土、暗渠排水及び区画整理の合計
- ・集積要件としては、担い手への農地集積率50%以上であること

留意点

附帯事業は以下のとおり

- ・農業経営高度化促進事業(促進費)：都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付

事業主体

都道府県

補助率等

国費率：55%
農地集積率に応じて、
促進費(中心経営体農地集積促進事業)の交付

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部地域整備課 (TEL:076-232-4726)

支援策： 【採択期間：平成33年度まで】

農業競争力農地整備事業
農地整備事業(中山間傾斜農地型)

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進します。

同事業の中山間傾斜農地型については、受益面積の採択要件を20ha以上から10ha以上にするとともに、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の事業要件を50%以上から30%以上に緩和されます。

また、同型では、地域の農業を牽引する中心経営体を育成するための「中山間担い手育成支援事業」を追加します。

主要工種は以下のとおり。

- ・区画整理又は暗渠排水
- ・農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理から2工種以上
- ・上記のいずれかと併せ、除礫、農用地造成、農地保全 が実施可能

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者等

主な採択要件

- ・地域要件は、6法指定地域等及び主傾斜がおおむね1/100以上の農用地が50%以上であること
- ・受益面積は、10ha以上(5工種※の合計)
※ 農業用排水、農道、客土、暗渠排水及び区画整理の合計
- ・集積要件/高収益作物要件は、担い手への農地集積率30%以上であるとともに、高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上であること

留意点

附帯事業は以下のとおり

- ・農業経営高度化促進事業(促進費)：都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ・中山間担い手育成支援事業：中山間傾斜農地型の実施地区において、中心経営体に対し、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費(中心経営体の受益農地分)の最大7.5%を交付

事業主体

都道府県

補助率等

国費率：55%

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部地域整備課 (TEL:076-232-4726)

支援策：

農地中間管理機構関連農地整備事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。対象工種としては、区画整理、農用地造成があります。

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上 等

留意点

主な附帯事業は以下のとおり

- ・機構集積推進事業（推進費）：基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

事業主体

都道府県 等

補助率等

1/2等

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農地整備課（TEL：076-232-4725）

支援策：

農業用水路等長寿命化・防災減災事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援する。

対象となる方

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

総事業費200万円以上、受益者2名以上、工事期間3年以内（ため池の場合は5年以内）等

留意点

実施区域は、農振農用地等

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

補助率等

50%
中山間地域等 55%

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部水利整備課（TEL:076-232-4724）

支援策：

新しい園芸産地づくり支援事業
園芸作物生産転換促進事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

水田地帯において、生産者と実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械・施設のリース導入など、新たな園芸産地の育成に必要な取組を一体的に支援します。

対象となる方

協議会（生産者、実需者等で構成）

主な採択要件

- ・取組主体となる協議会の構成員に、生産者及び実需者が参画していること
- ・事業に係る当該産地規模の50%以上について協議会構成員である実需者との契約取引をおこなうこと

留意点

- ・水田地帯において、水稻から園芸作物への転換を図る場合に利用可能
- ・対象品目は、露地野菜、施設野菜、果樹、花き
- ・機械・施設はリースによる導入

事業主体

都道府県

補助率等

- ・産地の合意形成に向けた取組：定額
- ・品種の選定や出荷先の確保に向けた取組：定額
- ・排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組：定額、1/2以内
- ・機械・施設のリース方式による導入等の取組：1/2以内

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部園芸特産課（TEL:076-232-4314）

支援策：

新しい園芸産地づくり支援事業
加工・業務用野菜生産基盤強化事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する際に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の経費を支援します。

対象となる方

農業者団体等

主な採択要件

- ・事業参加農家が5戸以上
- ・対象品目ごと(えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス)に10ha以上50ha以下
- ・生産・流通の構造改革の取組、作柄安定のための取組が事業の取組期間実施されること
- ・対象契約に基づく取引が目標年度以降も見込まれること

留意点

中山間地以外でも支援内容は同一

事業主体

農業協同組合連合会、農協、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

補助率等

定額
(3年間の取組に対して15万円/10a)

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部園芸特産課 (TEL:076-232-4314)

支援策：

人・農地問題解決加速化支援事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載する等、人・農地プランを実質化させる取組(アンケートや地図作成等にかかる取組)を支援します。

対象となる方

地方公共団体(県、市町村)、農業委員会

主な採択要件

人・農地プランの実質化が必要な地区を有する市町村、農業委員会

留意点

- ・農地の集約化に向けた方針及び機構活用方針を記載すること
- ・地区内の農地について、アンケート調査結果等に基づき、耕作者等の年齢や後継者の有無を含めた地図を作成すること等が必須

事業主体

都道府県・市町村

補助率等

定額

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部担い手育成課 (TEL:076-232-4318)

支援策：

農業経営支援策活用カタログP.7

機構集積協力金交付事業のうち
地域集積協力金交付事業

- 共通
- 要件緩和
- 補助率UP
- 優先採択

- 農地
- 人・組織
- 生産
- 加工・販売
- 地域振興
- 災害復旧

事業のポイント

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域を支援します。機構の活用率※1に応じた交付単価に交付対象面積※2を乗じた金額を交付します。

- ① **集積・集約化タイプ** (交付単価は1.0万円～2.8万円/10a)
 - ・機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援
 - ・執行見込額の6割を中山間地域(中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域)に優先的に配分
- ② **集約化タイプ** (交付単価は0.5万円～1.0万円/10a)
 - ・担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援

※1: 機構の活用率 = 対象期間内の貸付面積(再貸付面積を除く) / 地域の農地面積 - 対象期間前の既貸付面積
 ※2: 交付対象面積 = 対象期間内の貸付面積 - 再貸付面積 - 貸付期間6年未満の農地面積

対象となる方

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域

主な採択要件

- ・実質的な人・農地プランの策定地域内
 - ① **集積・集約化タイプ**
 - ・交付対象面積のうち1割以上が新たに担い手に集積されること
 - ・中山間地域では機構の活用率の要件を緩和
(機構の活用率は一般地域では20%超、中山間地域では4%超から交付対象)
 - ・一般地域の2回目以降の取組は、10%超から交付対象
 - ② **集約化タイプ**
 - ・機構の活用率が40%超から交付対象
- 次のいずれかを満たすこと
- ・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地域については0.5ha以上)の団地面積の割合が20%以上増加すること
 - ・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域であって、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

留意点

- ・①と②の同一年度での重複交付はなし。

事業主体
市町村 ※交付先は地域(話合いの単位)

補助率
定額

お問い合わせ先

北陸農政局
 経営・事業支援部農地政策推進課 (TEL:076-232-4319)

支援策：

農業経営法人化支援総合事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

①農業経営者サポート事業

農業経営相談に関する体制（農業経営相談所）を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談、経営診断や巡回指導などの取組を支援します。また、人・農地プランの実質化に必要な専門家を派遣する取組を支援します。

②農業経営法人化支援事業

農業経営相談所（農業経営者サポート事業により設置された組織です）における経営診断・相談を踏まえて行われる集落営農等の法人化の取組を支援します。

中山間地農業ルネッサンス事業の対象地域で設立された法人であって、地域別振興計画の支援対象となっている場合は優先的に交付します。

対象となる方

- ①：農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等、経営意欲のある農業者等
- ②：・複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている、又は地域から雇用している法人
 - ・集落営農法人
 - ・複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人

留意点

- ②：農業経営者サポート事業による農業経営相談所における経営相談・診断を踏まえて設立することが必要

事業主体

①、②：民間団体 等

補助率等

- ①：定額
- ②：定額（法人化：40万円）

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部担い手育成課（TEL:076-232-4318）

支援策：

農地利用最適化交付金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農地利用の最適化（農家の意向把握、農地の調整活動、農地集積に向けた話し合いへの参加等）のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

対象となる方

農地利用の最適化の活動を行った農業委員、農地利用最適化推進委員

主な採択要件

農業委員、推進委員が以下の活動を実施すること

- ・集落座談会等への出席を通じた農業者の経営に対する意向等の把握、農地の出し手と受け手との調整活動
- ・遊休農地所有者に対する相談活動
- ・農地中間管理機構との打合せ
- ・新たに農業経営を営もうとする者への農地の斡旋

留意点

活動年月日、活動時間及び活動内容を記録した農業委員、推進委員毎の活動日誌の作成が必要

事業主体

農業委員会

補助率等

定額

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部農地政策推進課（TEL:076-232-4319）

支援策：

畜産生産力・生産体制強化対策事業
 国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

繁殖基盤強化に向け肉用繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築の取組等を支援します。

対象となる方

肉用繁殖雌牛又は搾乳牛等の放牧を活用し地域内一貫生産体制の構築を図る農協、公社、協議会、農業法人等

主な採択要件

- ・目標年度の放牧頭数が3頭以上であること
- ・放牧の用に供する放牧地の実面積が50a以上であること 等

留意点

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に規定のある地域別農業振興計画の認定を受けた場合、肉用繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和(50a以上→15a以上)。

事業主体

農協、公社、協議会、農業法人 等

補助率等

定額、1/2以内

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部畜産課 (TEL:076-232-4317)

支援策：

農業人材力強化総合支援事業
農業次世代人材投資事業(準備型)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型:2年以内)を交付します。

対象となる方

原則50歳未満(就農時)の研修に専念する就農希望者

主な採択要件

- ・都道府県が認めた研修機関で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること
- ・常勤の雇用契約を締結していないこと
- ・研修終了後に独立・自営就農する予定の場合、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
- ・研修終了後に親元就農する予定の場合、就農後5年以内に経営継承する又は法人化されている場合は当該法人の経営者(共同経営者を含む)になること 等

留意点

- ・国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する
- ・研修終了後1年以内に就農すること
- ・研修終了後交付期間の1.5倍(最低2年)以上就農すること 等

事業主体

都道府県、青年農業者等育成センター

補助率等

定額
(年間150万円、最長2年間)

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課 (TEL:076-232-4238)

支援策：

農業人材力強化総合支援事業
 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

共通 要件緩和
 補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型：5年以内）を交付します。

対象となる方

原則50歳未満（就農時）の独立・自営就農する認定新規就農者

主な採択要件

- ・以下の要件を満たす独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経営費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主催権を有している
- ・就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・青年等就農計画等が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること
- ・農家子弟の場合、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること 等

留意点

- ・交付期間と同期間、同程度の営農を継続すること 等

事業主体

市町村

補助率等

定額
 （年間最大150万円、最長5年間）

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

農業人材力強化総合支援事業
農の雇用事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

青年の農業法人への雇用就農を促進するための支援をします。

①雇用就農者育成タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援します。

②新法人設立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業法人の設立に向けて実施する研修に対して支援します。

③次世代経営者育成タイプ

農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ派遣研修する経費を助成します。

対象となる方

原則50歳未満の正社員を雇用し、生産技術等の実践的な研修を実施する農業法人 等

主な採択要件

- ①、②：研修生は、本事業での研修終了後も就農を継続又は新たな農業法人の設立のための研修終了後1年以内に新たな農業法人を設立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること 等
- ③：研修生は、派遣元農業法人等の役員並びに正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者であり、原則55歳未満の者であること 等

留意点

- ①、②：過去5年間に本事業の対象となった研修生が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ③：派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること 等

事業主体

全国農業委員会ネットワーク機構

補助率等

- ①：年間最大120万円、最長2年間
- ②：年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円
- ③：月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課 (TEL:076-232-4238)

支援策：

青年等就農資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の大過半を占める法人
農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く

主な資金使途

施設、機械等の取得(農地等の取得は除く) 等

留意点

- ・対象者は、農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く
- ・融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

事業主体

貸付主体:(株)日本政策金融公庫
(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)

補助率等

貸付利率:無利子
貸付限度額:3,700万円

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課 (TEL:076-232-4238)

支援策：

中山間地農業ルネッサンス事業

中山間限定 要件緩和

補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しします。

①中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等を支援します。

②多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

主な採択要件

複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を策定すること
(支援事業の要件については各事業毎に定めている)

留意点

- ・対象となるのは、地域振興立法(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法等)で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域等
- ・中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行う
- ・支援事業については、事業実施主体及び要件等は各事業の実施要綱等の関係通知に定めるところによる

事業主体

(推進事業)都道府県、市町村
(支援事業)各事業毎に異なる

補助率等

(推進事業)定額
(支援事業)各事業毎に異なる

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課 (TEL:076-232-4531)

イメージ

中山間地農業ルネッサンス推進事業【2.5億円】

- 営農・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備等、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援
- 中山間地における様々な課題に対応したモデル支援を実施

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠252億円

地域の特色をいかした農業の展開

都市農村交流や農村への移住・定住

↑ 事業毎の 優遇措置	国の支援事業	・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ	➡	P.57
		・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	➡	P.41
		・ 農業農村整備関係事業	➡	P.31, P.32, P.33, P.34, P.35, P.36, P.37
		・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業	➡	P.42
		・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備	➡	P.69
		バイオマス利活用施設整備	➡	P.71
		・ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策等）	➡	P.63, P.65, P.67

連携事業 農山漁村振興交付金（山村活性化対策） ➡ P.66

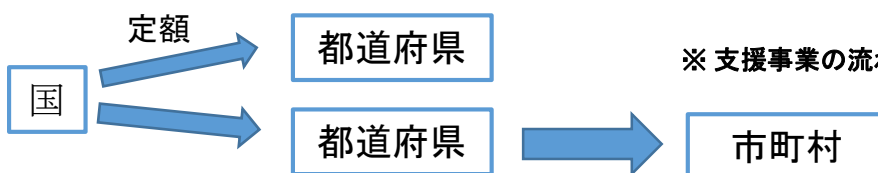
地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠186億円

↑ 事業毎の 優遇措置	国の支援事業	・ 多面的機能支払交付金	➡	P.54
		・ 環境保全型農業直接支払交付金	➡	P.55
		・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業	➡	P.74
		・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産 利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））	➡	P.44
		・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	➡	P.72

連携事業 中山間地域等直接支払交付金 ➡ P.56

事業の流れ（推進事業）※



※ 支援事業の流れは事業毎に異なります。

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

○中山間地農業ルネッサンス事業(平成31年度予算)一覧

※優遇措置とは、補助事業等の補助率の嵩上げ、事業採択にかかる優先枠の設定、事業実施要件の緩和、制度の拡充等をいう。

No.	事業名	事業タイプ・メニュー等	優遇措置等の概要	優遇措置等の分類				
				補助率嵩上げ	優先枠	要件緩和	その他	
中山間地農業ルネッサンス事業【推進事業】								
1	中山間地農業ルネッサンス推進事業		中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施					
中山間地農業ルネッサンス事業【支援事業】(優先枠設定等)								
2	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	産地基幹施設等支援タイプ	上限事業費を一般の1.3倍に拡大するとともに、受益面積要件を緩和(一般より縮小等)して実施		○	○		
3	機構集積協力金交付事業	地域集積協力金交付事業	農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和(平地:20%超→中山間地:4%超)等	○	○	○		
4	農業競争力強化基盤整備事業	農地整備事業(中山間地域型)	受益面積要件を緩和(20ha以上→10ha以上)及び補助率を嵩上げ(50%→55%)	○		○		
		農地整備事業(中山間傾斜農地型)	受益面積要件を緩和(20ha以上→10ha以上)、高収益作物の導入を条件に農地集積率の要件30%(その他の型においては50%)で実施及び補助率を嵩上げ(50%→55%)	○		○		
		農地中間管理機構関連農地整備事業	農業者の費用負担分の全額を国が負担する機構関連事業について受益面積要件を緩和(10ha以上→5ha以上)				○	
		水利施設等保全高度化事業(特別型、簡易整備型)	受益面積要件を緩和(20ha以上→10ha以上)及び補助率を嵩上げ(50%→55%)	○		○		
5	農地耕作条件改善事業		補助率を嵩上げ(50%→55%)	○				
6	農業水路等長寿命化・防災減災事業		補助率を嵩上げ(50%→55%)	○				
7	農山漁村地域整備交付金	集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型、農地環境整備型)	補助率嵩上げ(50%→55%)	○				
		農地整備事業(通作条件整備型)	農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上(その他地域においては50ha以上)で「保全対策型」を実施				○	

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課 (TEL:076-232-4531)

○中山間地農業ルネッサンス事業(平成31年度予算)一覧

※優遇措置とは、補助事業等の補助率の嵩上げ、事業採択にかかる優先枠の設定、事業実施要件の緩和、制度の拡充等をいう。

No.	事業名	事業タイプ・メニュー等	優遇措置等の概要	優遇措置等の分類			
				補助率嵩上げ	優先枠	要件緩和	その他
8	農業経営法人化支援総合事業	農業経営法人化支援事業	中山間地農業ルネッサンス事業の対象地域で設立された法人であって、地域別農業振興計画の支援対象となっている場合は優先的に交付		○		
9	食料産業・6次産業化交付金	加工・直売施設整備	加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ(3/10→1/2)して実施	○			
		バイオマス利活用施設整備	中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択		○		
10	農山漁村振興交付金	農山漁村普及啓発対策(地域活性化対策)	取組内容により上限事業費を嵩上げ	○			
11	多面的機能支払交付金		広域活動組織の設立要件を緩和(「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」)			○	
12	環境保全型農業直接支払交付金		交付金を受けるための事業要件(技術指導等の「推進活動」)を免除			○	
13	鳥獣被害防止総合対策交付金	整備事業	補助率を嵩上げ(50%→55%)	○			
14	畜産生産力・生産体制強化対策事業	国産飼料資源生産利用拡大対策(肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型))	新たに肉用牛繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和(50a以上→15a以上)して実施			○	
15	森林・山村多面的機能発揮対策交付金		農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択		○		

中山間地農業ルネッサンス事業【連携事業】(中山間地限定事業)

16	農山漁村振興交付金	農山漁村定住促進対策(山村活性化対策)	振興山村地域における薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援				
17	中山間地域等直接支払交付金		集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付				

※No.15の担当部署は、北陸農政局の組織ではなく、各県に設立されている地域協議会

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課 (TEL:076-232-4531)

支援策： 【H30補正予算】

中山間地域所得向上支援事業

中山間限定 要件緩和

補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

支援の対象は以下のとおり。

- ・所得向上推進事業(ソフト)
 - マーケティング、パッケージデザイン、見本市への出品や商談会への参加 等
- ・基盤整備(ハード)
 - 農業用排水施設整備、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道 等
- ・施設整備(ハード)
 - 販売力強化施設(直売所、農家レストラン 等)、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウス
- ・鳥獣被害防止施設(ハード)
 - 侵入防止柵、処理加工施設(ジビエ関連施設、減容化施設、焼却施設 含む)
- ・高収益作物の導入、高付加価値化・販売力強化 (ハードと一体的に行うソフト)

対象となる方

計画主体は都道府県又は市町村

主な採択要件

対象地域(計画区域)は、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域、地域振興立法(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法等)で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域等

留意点

TPP対策として、H28年度補正、H29年度補正、H30年度補正で取組

事業主体

地方公共団体、農業協同組合、農業者団体、計画主体が指定した者 等

補助率等

所得向上推進事業:定額
 基盤整備:定率、定額
 施設整備等:定率(4.5/10、1/2、5.5/10等)、定額

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部地域整備課 (TEL:076-232-4726)

支援策：

多面的機能支払交付金

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

①農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能の発揮を支える共同活動を支援します。

②資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

対象となる方

- ①：農業者のみ又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ②：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）

主な採択要件

農業者又はその他の者で構成される活動組織（又は広域活動組織）を設立し、活動範囲や活動項目を取りまとめた活動計画書の作成

留意点

- ・事業計画については、市町村長の認定を受ける必要がある
- ・活動期間は原則として5年間

事業主体

- ①：農業者のみ又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ②：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）

補助率等

- ①：交付単価（都府県）：田 3,000円/10a、畑 2,000円/10a 等
- ②：[地域資源の質的向上を図る共同活動]※
交付単価（都府県）：田 2,400円/10a、畑 1,440円/10a 等
[施設の長寿命化のための活動]
交付単価（都府県）：田 4,400円/10a、畑 2,000円/10a 等

※ 5年以上実施した地区は75%単価を適用

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農地整備課多面的機能支払推進室（TEL:076-232-4725）

支援策：

環境保全型農業直接支払交付金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせ行う、地球温暖化防止や生物多様性保全活動に効果の高い営農活動を支援します。

対象となる方

市町村から事業計画の承認を受けた農業者団体等

主な採択要件

- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・国際水準GAPを実施していること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

留意点

- ・中山間地域は、採択要件の「環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと」を免除
- ・申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額される場合がある。また、全国共通の取組の支援に優先配分される

事業主体

農業者の組織する団体、農業者及びその他の者(地域住民等)の組織する団体、一定の条件を満たす農業者

補助率等

(支援単価)

カバー・クロープ 7000円～8000円/10a

堆肥の施用 4400円/10a

有機農業 3000円～8000円/10a

地域特認取組 3000円～8000円/10a

※地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部生産技術環境課 (TEL:076-232-4893)

支援策：

中山間地域等直接支払交付金

中山間限定 要件緩和

補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和を実施します。

集落協定等に基づく活動としては、以下のものがあります。

- ①農業生産活動等を継続するための活動(農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等)
- ②体制整備のための前向きな取組(生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築)

また、上記の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。〈集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算〉

対象となる方

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者 等

主な採択要件

- ・対象地域及び対象農用地は、地域振興立法(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法等)で指定された地域又は県知事が定める特認地域であって、傾斜等の基準又は県知事が定める特認基準を満たす農振農用地
- ・集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続すること

留意点

- ・平成31年度において、モデル的な試行加算を実施します。〈地域営農体制緊急支援試行加算〉
- ・交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用可能(用途は、予め協定に定めておくことが必要)

事業主体

農業者等の組織する団体 等

補助率等

定額
(田(急傾斜):21,000円/10a、
畑(急傾斜)11,500円/10a等)

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課 (TEL:076-232-4531)

支援策：

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)等

主な採択要件

- ・受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- ・成果目標の基準や面積要件等を満たしていること
- ・受益地の全て(受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする)において、人・農地プランが策定されていること(産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く)
- ・産地基幹施設を設置する場合は、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・目標年度までに受益者の一定割合が国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施等に取り組むこと
- ・費用対効果分析を実施していること 等

留意点

- ・中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大
- ・中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和(一般より縮小)

事業主体

都道府県、市町村、
農業者の組織する団体 等

補助率等

1/2以内 等

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部生産振興課 (TEL:076-232-4302)

支援策：

強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

①融資主体補助型

地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援します。

②条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械・施設の導入を支援します。

対象となる方

- ①: 地域の担い手
- ②: 農業者等の組織する団体

主な採択要件

- ①: 実質的な「人・農地プラン」の中心経営体等が、融資を受けて耐用年数概ね5～20年の機械等(50万円以上)を整備する場合に助成
- ②: 一定の要件を満たす地区内で、農業者等の組織する団体(法人含む)が、耐用年数概ね5～20年の共同利用機械等(50万円以上)を整備する場合に助成

留意点

- ・中山間地以外でも支援内容は同一
- ・対象となる機械・施設は耐用年数が概ね5年以上20年以下のもの

事業主体

市町村

補助率等

- ①: 3/10以内(タイプにより上限あり)
- ②: 1/2以内(農業用機械は1/3)(1経営当たり4,000万円上限)

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課 (TEL:076-232-4238)

支援策：

強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(地域担い手育成支援タイプ)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

○被災農業者支援型

過去に例のないような甚大な気象災害等(地震・台風等)により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械を融資等を活用して再建・修繕等を行う場合に支援します。

対象となる方

気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体

主な採択要件

再建・修繕等した後に、農業経営を維持すること

留意点

- ・過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、特に緊急に対応する必要があると認められる場合に緊急に実施
- ・中山間地以外でも支援内容は同一

事業主体

市町村

補助率等

1/2以内

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課 (TEL:076-232-4238)

支援策：

産地パワーアップ事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間・平場地域にかかわらず、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が取り組む高性能機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援します。

対象となる方

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に中心的な経営体として位置付けられている農業者、農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- ・成果目標の基準や面積要件等を満たしていること
- ・費用対効果分析を実施すること

留意点

- ・中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大
- ・中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和（一般より縮小）

事業主体

農業者の組織する団体、「産地パワーアップ計画」に中心的な経営体として位置づけられた者等

補助率等

1/2以内 等

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部生産振興課 (TEL:076-232-4302)

支援策：

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

茶や薬用作物等の地域特産作物について、実需者ニーズに対応した高品質生産や産地化を図るため、地域が抱える課題解決に向け地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

対象作物は以下のとおり。

- ・茶
- ・薬用作物
- ・その他地域特産作物(国内で地域特性を活かして生産され、通常何らかの加工を施して利用される作物(こんにゃくいも、ホップ、繭・生糸、繊維原料、いぐさ・畳表、油糧作物、染料作物及び和紙原料作物等))

対象となる方

農業者、農業者団体 等

主な採択要件

- ・事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること
- ・受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること
- ・受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること
- ・茶を対象作物として、農業機械等のリース導入を行う受益農業従事者は、少なくとも1名以上が人・農地プラン等の中心経営体として位置づけられている、又は位置づけされることが確実であること

留意点

- ・中山間地以外でも支援内容は同一
- ・機械等はリースによる導入

事業主体

県、市町村、農協、農業法人、協議会、その他農業者の組織する団体 等

補助率等

定額、1/2以内

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部園芸特産課 (TEL:076-232-4314)

支援策：

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

対象となる方

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体(畜産農家等)

主な採択要件

施設等の整備に当たっては、飼養頭羽数規模の拡大を伴うもので、かつ、地域における平均飼養規模以上の経営規模となること、または地域の伸び率以上に規模拡大すること 等

留意点

- ・地域の関係者が参画した畜産クラスター協議会において、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための畜産クラスター計画を策定し、かつ、取組主体は、同計画に位置づけられた中心的経営体である必要
- ・中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について優先枠を設定 等

事業主体

畜産クラスター協議会

補助率等

1/2

お問い合わせ先

北陸農政局

生産部畜産課 (TEL:076-232-4317)

支援策：

農山漁村振興交付金

共通

要件緩和

農山漁村普及啓発対策(地域活性化対策)

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくり並びに活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動、地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。

対象となる方

地域協議会(市町村含む)

主な採択要件

- ・農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること
- ・自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること 等

留意点

以下の取組を計画し実施する場合は、地域振興立法(特農、山振、過疎、半島、離島等)の該当地域は上限事業費を嵩上げ

- ・農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大を図る取組
- ・農山漁村において医療・福祉、教育、買い物、エネルギー、住宅等の環境の創出を図る取組

事業主体

地域協議会(市町村含む)

補助率等

定額

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課 (TEL:076-232-4531)

支援策：

農山漁村振興交付金

共通

要件緩和

農山漁村交流対策（農福連携対策）

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

福祉農園等の整備による障害者や要介護高齢者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組を支援します。

対象となる方

地域協議会、農業法人及び社会福祉法人 等

主な採択要件

- ・自立的かつ継続的な取組であって、福祉農園の全国展開に資するものと見込まれること
- ・障害者等の雇用及び就労を確保しつつ地域農業の維持を図ること
- ・農産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業内容に係る通年計画を策定すること 等

留意点

- ・目標年度までに、福祉農園に従事する障害者または要介護高齢者等が5名以上増加すること
- ・福祉農園等整備事業（ハード）と、福祉農園等支援事業（ソフト）は、原則として併せて実施する
- ・地域協議会が事業主体となる場合は、構成員に市町村を含むこと

事業主体

地域協議会、農業法人、社会福祉法人 等

補助率等

定額、1/2以内

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課（TEL：076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金
農山漁村交流対策（農泊推進対策）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農山漁村滞在型旅行「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援します。

対象となる方

市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体 等

主な採択要件

農泊を観光ビジネスに資する取組として実施 等

留意点

中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられている場合は審査時に配慮

事業主体

市町村、地域協議会、
農林漁業者の組織する団体 等

補助率等

定額、1/2

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金
農山漁村定住促進対策(山村活性化対策)

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動(組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等)を支援します。

①地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査、地域資源の管理・保全形態等調査 等

②地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのための地域住民によるワークショップ開催、資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり、技術研修会等の開催 等

③特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり、既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり、商品パッケージ等のデザイン検討 等

対象となる方

市町村、地域協議会

主な採択要件

山村振興法に基づく山村振興計画を市町村で策定すること

留意点

- ・対象となるのは、山村振興法に基づき指定された振興山村を有する市町村
- ・事業実施主体が地域協議会の場合には、構成員に市町村を含むこと
- ・実施期間の上限は3年

事業主体

市町村、地域協議会(市町村含む)

補助率等

定額(1地区当たり上限1,000万円)

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村計画課 (TEL:076-232-4531)

支援策：

農山漁村振興交付金
農山漁村活性化整備対策

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るための「活性化計画」の実現に向けて農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

- ①農山漁村定住促進対策型
- ②農山漁村交流対策型

支援の対象となる施設の例は以下のとおり。

- ・生産施設
農林水産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設等
- ・生産環境施設
簡易給排水施設、飲雑用水・防災安全施設、空き家等を活用した定住希望者の一時滞在施設等
- ・地域間交流拠点施設
廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、農(水)産物直売所等
- ・ハード事業を効果的に実施するために必要な企画・調査等を支援

※タイプごとに実施可能な施設が異なる

対象となる方

計画主体は都道府県、市町村（計画主体が「活性化計画」を作成する必要があります）

主な採択要件

- ・目標の設定が必要
 - ①:所得の向上、定住人口の増加、雇用者数の増加
 - ②:滞在者等や宿泊者数の増加、販売額の増加、交流人口の増加

留意点

- ・実施期間は原則3年以内(上限5年)
- ・上限事業費は8億円(事業費ベース) ※工種によって面積当たり整備単価あり

事業主体

都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体、計画主体が指定した者(民間企業含む)等

補助率等

交付率:1/2等

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部地域整備課 (TEL:076-232-4726)

支援策：

食料産業・6次産業化交付金
加工・直販の推進

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

①新商品開発

新商品の試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの取組を支援します。

②販路開拓

新商品の消費者評価を行うための試食会や試験販売の実施、商談会への出展などの取組を支援します。

③直売所の売り上げ向上

直売所の売り上げ向上に向けた観光客向け新商品の開発、観光業者等とのツアー企画、集出荷システムの構築実証など多様な取組を支援します。

対象となる方

市町村、協議会、農業者やその団体又は、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者

主な採択要件

農林漁業者等を含む3者以上の多様な事業者の連携するネットワークの構築,又は構築することが確実であることが必要

留意点

- ・事業収益について、相当の事業収益を得たと認められるときは、県知事を経由し国庫に納付することが必要
- ・中山間地以外でも支援内容は同一

事業主体

農林漁業者、民間団体、地方公共団体 等

補助率等

1/3以内、
(市町村戦略に基づく取組、1/2以内)

お問い合わせ先

北陸農政局

- (①②の事業) 経営・事業支援部地域連携課 (TEL:076-232-4233)
(③の事業) 経営・事業支援部地域食品課 (TEL:076-232-4890)

支援策：

食料産業・6次産業化交付金
加工・直販施設整備

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農林漁業者等が、地域の様々な業種の事業者と連携して取り組む加工・販売施設等の整備を支援します。

対象となる方

農業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

主な採択要件

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う整備に対して支援

留意点

中山間地農業ルネッサンスの嵩上げを活用する際は、県が策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、①地域外での販路確保、②交流人口の増加、③雇用の確保等へ波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定し取り組むことが必要

事業主体

- ・六次化法の認定を受けた農林漁業者
- ・農商工の認定を受けた中小企業者、農林漁業者

補助率等

3/10以内、(中山間地(農業)又は市町村戦略に基づく取組、1/2以内)

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部地域連携課 (TEL:076-232-4233)

支援策：

食料産業・6次化産業化交付金
バイオマス利活用推進事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化等を推進し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を目指し、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要な以下の内容を支援します。

①調査支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援

②基本設計支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援

③実施設計支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援

④協議・手続支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援

対象となる方

地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

主な採択要件

導入予定のバイオマス利活用施設について、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められるもの

留意点

バイオマス産業都市として選定された地域の事業化プロジェクトに位置付けられていることが必要

事業主体

バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

補助率等

1/2以内

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部食品企業課 (TEL:076-232-4149)

支援策：

食料産業・6次化産業化交付金
バイオマス利活用施設整備事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を目指し、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を行います。

①地域波及モデル施設整備

地域波及モデルに該当する技術を用いた施設の整備

例)・切断、破碎、圧縮、成型などすることにより固形の燃料(チップ、ペレット、バイオークス(炭化))を製造する技術(原料 木質系、草本系)

・直接燃焼してエネルギー利用する技術(原料 木質系、草本系、鶏ふん、食品廃棄物) 等

②新たな実用化技術を活用した施設

新たな実用化技術に該当する技術を用いた施設の整備

例)・熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術(原料 木質系、草本系、下水汚泥)

・ポリ乳酸やプラスチック・素材を製造する技術(原料 糖質、澱粉質系) 等

対象となる方

地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

主な採択要件

- ・事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること
- ・原料として利用するバイオマスの主たる調達先が産業都市構想に記載された範囲内であること及びその調達手段の確保が見込まれること

留意点

バイオマス産業都市として選定された地域の事業化プロジェクトに位置付けられていることが必要

事業主体

バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

補助率等

1/3以内(地域波及モデル施設整備)
1/2以内(新たな実用化技術を活用した施設整備)

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部食品企業課 (TEL:076-232-4149)

支援策：

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援します。

事業メニューは以下のとおり。

○メインメニュー

・地域環境保全タイプ

里山林景観を維持するための活動、侵入林の伐採・除去、荒廃した竹林の整備活動等

・森林資源利用タイプ

里山林の広葉樹等を薪やしいたけ原木などとして利用するための伐採、搬出活動等

○サイドメニュー(メインメニューと組み合わせて実施)

・森林機能強化タイプ

路網の補修・機能強化、鳥獣害防止柵の設置・補修等

・活動の実施に必要な機材及び資材の整備

対象となる方

地域住民、森林所有者等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成する活動組織

主な採択要件

- ・対象となるのは、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林
- ・3年間の活動計画を策定していること等

留意点

- ・1活動組織当たり500万円／年(国からの交付額)を上限として支援
- ・地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援
- ・有人国境離島地域で計画された活動を行う場合は、優先的に支援
- ・中山間地域において、農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- ・交付金は、県単位で設立されている地域協議会に申請

事業主体

地域協議会

(地域協議会から保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付)

補助率等

定額、1/2以内、1/3以内

お問い合わせ先

新潟県地域協議会 (TEL:025-261-7111) 石川県地域協議会 (TEL:076-237-0121)
 富山県地域協議会 (TEL:076-434-3351) 福井県地域協議会 (TEL:0776-23-3753)
 林野庁 森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室 (TEL:03-3502-0048)

支援策：

鳥獣被害防止総合対策交付金(ソフト対策)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組を支援します。

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動※1
- ・ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」の取組※1
- ・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、モデル地区の取組の横展開※1
- ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組※1
- ・捕獲活動経費の直接支援※2
- ・鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修
- ・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援等

※1:1/2以内、定額(被害防止推進活動の取組状況に応じた限度額内で定額支援)

※2:都道府県当たり2,300万円以内を定額支援

対象となる方

地域協議会、民間団体 等

主な採択要件

被害防止計画が作成されていること、または作成されること 等

留意点

中山間地以外でも支援内容は同一

事業主体

地域協議会、民間団体 等

補助率等

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等(一部定額支援あり))

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村環境課 (TEL:076-232-4533)

支援策：

鳥獣被害防止総合対策交付金(ハード対策)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため地域関係者が一体となった以下の施設整備を支援します。

- ・侵入防止柵
- ・焼却施設
- ・衛生管理高度化設備
- ・処理加工施設
- ・捕獲技術高度化施設
- ・搬入促進施設(例:ジビエカージュニア、保冷車)の整備 等※

※ 1/2以内(条件不利地は5.5/10以内、沖縄県は2/3以内)。侵入防止柵を自力施工する場合、資材購入費相当分を定額支援

対象となる方

地域協議会、民間団体 等

主な採択要件

被害防止計画が作成されていること、または作成されること 等

留意点

- ・地域振興5法(過疎、特農、山村、離島、半島)に該当する場合は補助率を嵩上げ(50%→55%)
- ・中山間地農業ルネッサンス事業の優遇措置として、被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

事業主体

地域協議会、民間団体 等

補助率等

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等(一部定額支援あり))

お問い合わせ先

北陸農政局

農村振興部農村環境課 (TEL:076-232-4533)

支援策：

園芸施設共済(収入保険)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

台風や雪害などの自然災害等により、ビニールハウス、ガラス室、雨よけ施設などの農業用ハウスが損害を受けた場合に、農業用ハウス等の資産価値※¹の8割を上限に共済金を支払います。

農業者の選択により、附帯施設やハウスで栽培する農作物の生産費も対象にできますが、ハウスで栽培する農作物は、販売収入の低下を対象とする収入保険への加入がおすすめです。

対象者

農業用ハウスを所有又は管理する農業者

主な加入基準

- ・農業共済組合の区域内に住所を有すること
- ・所有又は管理する施設の設置面積の合計が農業共済組合の定める面積(5aが上限)以上であること

共済掛金

- ・「共済掛金＝支払限度額※²×共済掛金率※³」で算出
- ・共済掛金の50%は国※⁴から助成しており、農業者が負担する掛金は半分

共済金

- ・共済金＝損害額×(支払限度額※²/農業用ハウス等の資産価値※¹)
- ・農業者の選択により、撤去費用や復旧費用の補償も追加可能

留意点

- ・補償期間は、原則、共済掛金の支払日の翌日から1年間
- ・農業者が複数の施設を所有管理している場合は、その全ての加入が必要

事業主体

農業共済組合

※¹: 資産価値は、農業用ハウスや附帯施設の設置年数の経過に応じて年々低減して評価します(100～50%)。

施設内農作物は生産費を勘定して設定します。撤去費用、復旧費用を選択した場合、費用を含みます。

※²: 農業者は加入申込みの際に共済金の支払限度額を資産価値の4割から8割の範囲で選択します。

(資産価値×4割≤支払限度≤資産価値×8割)

※³: 農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎として定めます。

※⁴: 国の補助は、共済金額の合計が1億6千万円までの共済掛金が対象。また、復旧費用の共済掛金は対象外。

お問い合わせ先

NOSAI新潟 (TEL:025-266-4141)
NOSAI富山 (TEL:076-461-5333)

NOSAI石川 (TEL:076-239-3111)
NOSAI福井 (TEL:0778-53-2701)

支援策：

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

異常な自然現象により被災した農協等が所有する農林水産業共同利用施設（農業用倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設（育苗ハウス）等）の復旧に要する経費の一部を国が補助する。

対象となる方

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人（農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人）、地方公共団体

主な採択要件

1箇所の工事の費用が40万円以上（激甚災害法第6条により、被害激甚市町村として告示された市町村にあつては、13万円以上）

留意点

- ・農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人、地方公共団体が所有する共同利用施設が対象で、個人所有の施設は対象外
- ・法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る
- ・共済金等による補填部分を差し引いた額を対象とする 等

事業主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人、地方公共団体

補助率等

一般災害：2/10
激甚災害：3/10～9/10

お問い合わせ先

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

中山間地域対策の逆引き集
2019

編集著作：北陸農政局

〒920-8566
石川県金沢市広坂2丁目2番60号
TEL (076)263-2161(代表)